

外国人留学生『見学旅費』について

下記のとおり外国人留学生見学旅費を支給しますので、見学旅行計画がある留学生は手続きを行ってください。必要書類は、教務課国際交流支援係(旧留学生係)/駒場インターナショナル・ナショナルオフィスにあります。

記

1. 対象者： 教養学部・総合文化研究科の留学生。
在留資格が「留学」であり、旅行実施の際に休学していない者。
2. 対象日程： **平成22年8月2日(月)から平成23年1月6日(木)までの希望する2日間** (必ず1泊2日であること。)
3. 見学先： 留学生が希望するところで、東京から200km程度までの距離に位置する場所であること。
※ 箱根、静岡、山梨、松本、長野、長岡、日光、郡山あたりまで。
※ 距離がわからない場合は国際交流支援係に相談すること。
4. 支給金額： **10,000円を上限**とする。
※ 距離などによっては、これより少なくなる場合もあります。
※ 旅費の支給は旅行実施後とし、報告書等を提出した者から支給手続きを行います。
5. 申請方法、提出書類及び締め切り
 - ① 旅行実施1週間前までに、「見学旅行計画書」「取引先データ登録・修正依頼書」を提出すること。※ 銀行通帳を必ず持参すること。
「見学旅行計画書」提出締め切り：平成22年11月26日(金)
 - ② 旅行実施後1週間以内に「見学旅行報告書」「宿泊先のホテルの領収書等、宿泊したことが証明できる書類」を提出すること。領収書などの書類提出が無い場合は旅費の支給ができません。
「見学旅行報告書」等の提出締め切り：平成23年1月14日(金)

なお、予算の減額等により、「見学旅費」の対象日程、「見学旅行計画書」、「見学旅行報告書」等の提出期限等が早まる場合がありますので、ご了承ください。その際は、掲示等でお知らせいたします。

6. 書類提出先：教養学部・総合文化研究科
教務課国際交流支援係 / 駒場インターナショナル・オフィス
(アドミニストレーション棟1階)

【注意】 AIKOM生は申請方法が異なりますので、AIKOM委員会の指示に従ってください。

※ 10月30日～31日(予定)に研究科・学部主催の団体見学旅行(信州または箱根予定)を実施する予定です(9月中・下旬頃から受付開始予定)。個別に見学旅行を行った者は申込みできませんので注意してください。